議案第６７号参考資料

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２８号）新旧対照表（第１条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、１００分の１７５を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２８号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、１００分の１７７．５を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２９号）新旧対照表（第１条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、１００分の１７５を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２９号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、１００分の１７７．５を基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市職員の給与に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３４号）新旧対照表　（第１条関係）

現行	改正後（案）
（宿日直手当） 第１９条　（略） ２　宿日直手当の額は、前項の勤務１回につき４，７００円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。 ３　前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して２３，５００円を超えない範囲内で市長が規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 ４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５ を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と する。	（宿日直手当） 第１９条　（略） ２　宿日直手当の額は、前項の勤務１回につき５，０００円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。 ３　前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して２５，０００円を超えない範囲内で市長が規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 ４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。

４～６　（略）	４～６　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２１条　（略）	第２１条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額
３～６　（略）	３～６　（略）

豊明市職員の給与に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３４号）新旧対照表　（第２条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当	（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５ を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」 とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当

該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額	該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額
３～６　（略）	３～６　（略）

議案第７３号参考資料

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成６年豊明市条例第１２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（ポスターの公費の支払） 第５条　豊明市は、候補者（第３条の届出をした者に限る。）が同条第２号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５４１円３１銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に１５８，１２５円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	（ポスターの公費の支払） 第５条　豊明市は、候補者（第３条の届出をした者に限る。）が同条第２号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５８６円８８銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に１５８，１２５円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

議案第７４号参考資料

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成２２年豊明市条例第２０号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（ビラの公費の支払） 第４条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円７３銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。	（ビラの公費の支払） 第４条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円３８銭を超える場合には、８円３８銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、８円３８銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（給与に関する特例）
第７条　（略）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>１</td><td>４０５，０００</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４５５，０００</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５０８，０００</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５７４，０００</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６５５，０００</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７６５，０００</td></tr>
<tr><td>７</td><td>８９３，０００</td></tr>
</table>
２　（略）
３　（略）
（給与条例の適用除外等）
第９条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第
</td><td>
（給与に関する特例）
第７条　（略）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>１</td><td>４１９，０００</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４７０，０００</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５２５，０００</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５９３，０００</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６７７，０００</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７９０，０００</td></tr>
<tr><td>７</td><td>９２３，０００</td></tr>
</table>
２　（略）
３　（略）
（給与条例の適用除外等）
第９条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第
</td></tr>
</table>

２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。	２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。
３　（略）	３　（略）
４　（略）	４　（略）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（給与条例の適用除外等） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。 ３　（略） ４　（略）	（給与条例の適用除外等） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市長が規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長が決定した額）」とする。 ３　（略） ４　（略）

議案第７６号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３１号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第２条、第５条関係） 【別記　参照】	別表（第２条、第５条関係） 【別記　参照】

【別記】現行

区分	報酬額（単位　円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）
農業委員会会長	月額２３，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会会長職務代理者	月額２１，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会委員	月額２０，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額２０，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
（略）	（略）	
期日前投票所の投票管理者	日額１２，３００以内において市長が定める額	
（略）	（略）	
不在者投票施設外部立会人	日額１０，７００以内において市長が定める額	
（略）	（略）	

改正後（案）

区分	報酬額（単位　円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）
農業委員会会長	月額２３，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動＿＿＿＿＿＿に応じて＿＿＿交付される補助金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会会長職務代理者	月額２１，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動＿＿＿＿＿＿に応じて＿＿＿交付される補助金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会委員	月額２０，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動＿＿＿＿＿＿に応じて＿＿＿交付される補助金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額２０，６００に年額として農地利用の最適化に係る活動＿＿＿＿＿＿に応じて＿＿＿交付される補助金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
（略）	（略）	
期日前投票所の投票管理者	日額１２，８００以内において市長が定める額	
（略）	（略）	
不在者投票施設外部立会人	日額１２，４００以内において市長が定める額	
（略）	（略）	

豊明市財政状況の公表に関する条例（昭和４７年豊明市条例第８８号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（公表の期日） 第２条　財政状況の公表は、毎年５月及び１１月に行うものとする。 ２　（略） （公表の内容） 第３条　前条第１項の規定により５月に公表する財政状況においては、前年１０月１日から３月３１日までの期間における次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。 （１）～（５）　（略） ２　前条第１項の規定により１１月に公表する財政状況においては、４月１日から９月３０日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。 ３　（略） （公表の方法） 第４条　財政状況の公表が、豊明市公告式条例第２条第２項に定める掲示場に掲示して行う。 ２　財政状況は前項の規定によるほか、公表の日から６カ月間は市役所において閲覧することができる。	（公表の期日） 第２条　財政状況の公表は、毎年　　１１月に行うものとする。 ２　（略） （公表の内容） 第３条　前条第１項の規定により　　公表する財政状況　　は、４月１日から９月３０日まで　　の期間における次の各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載　　するものとする。 （１）～（５）　（略） ２　（略） （公表の方法） 第４条　財政状況の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により　　行う。

豊明市体育施設条例（平成２年豊明市条例第２号）新旧対照表

【別表（２）イ】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００	９：００～２１：００
１～４コート	４，８９０	６，５２０	５，７１０	１７，１２０
A～Dコート	４，２４０	５，６６０		

改正後（案）

区分	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿
	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
１～４コート	６，５２０	６，５２０	６，５２０	１９，５６０
A～Dコート	５，６６０	５，６６０		

【別表（３）ア】

現行

区分	午前	午後	夜間
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	２００	２００	２４０

改正後（案）

区分	＿＿	＿＿	＿＿
	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	２４０	２４０	２８０

【別表（３）イ】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００	９：００～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	３，２６０	３，２６０	３，８４０	１０，３６０

改正後（案）

区分	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿
	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	３，２６０	３，２６０	４，３８０	１０，９００

【別表（４）ア】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００	９：００～２１：００
中学生以下	１２０	１２０	１２０	３６０
その他	２４０	２４０	２４０	７２０

改正後（案）

区分	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿
	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
中学生以下	１４０	１４０	１４０	４２０
その他	２８０	２８０	２８０	８４０

【別表（４）イ】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００	９：００～２１：００
弓道場	１，８３０	２，４４０	２，１３０	６，４００

改正後（案）

区分	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿
	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
弓道場	２，４４０	２，４４０	２，４４０	７，３２０

豊明市福祉体育館条例（昭和５２年豊明市条例第３０号）新旧対照表

【別表イ】

現行

利用区分 ＼ 時間区分		午前 ９：００～１２：００	午後 １３：００～１７：００	夜間 １７：３０～２１：００
卓球場	中学生以下	８０	８０	８０
	その他	１６０	１６０	１６０
トレーニングルーム	１回			１６０
	１か月			１，２００

改正後（案）

利用区分 ＼ 時間区分		― ９：００～１３：００	― １３：００～１７：００	― １７：００～２１：００
卓球場	中学生以下	１００	１００	１００
	その他	２００	２００	２００
トレーニングルーム	１回			２００
	１か月			１，４４０

豊明市子ども医療費支給条例（昭和４８年豊明市条例第１号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（受給資格者） 第３条　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としない。 （１）・（２）　（略） （３）　６歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した者であって、豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）による母子・父子家庭医療費の助成を受けることができるもの （４）　（略） （受給者証の提示） 第６条　前条の規定により、受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第４条第１項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。	（受給資格者） 第３条　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としない。 （１）・（２）　（略） （３）　６歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した者であって、豊明市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）によるひとり親家庭等医療費の助成を受けることができるもの （４）　（略） （受給者証の提示） 第６条　前条の規定により、受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第４条第１項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が

	資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
豊明市母子・父子家庭医療費支給条例 （目的） 第１条　この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。 （受給資格者） 第２条　この条例により、母子・父子家庭医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、豊明市に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）～（４）　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 （１）～（５）　（略） （６）　豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊明市条例第１４号）により医療費の支給を受けることができる者。ただし、豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８	豊明市ひとり親家庭等医療費支給条例 （目的） 第１条　この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭をいう。）等の福祉の向上に寄与することを目的とする。 （受給資格者） 第２条　この条例により、ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、豊明市に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）～（４）　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 （１）～（５）　（略） （６）　豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊明市条例第１４号）により医療費の支給を受けることができる者。ただし、同条例

年豊明市条例第１４号）第２条第５号及び第６号に該当するものは除く。	第２条第５号及び第６号に該当するものは除く。
（７）　（略）	（７）　（略）
３　（略）	３　（略）
（受給者証）	（受給者証）
第３条　市長は、この条例による母子・父子家庭医療費の助成を受けようとする者の申請により、受給資格者と認定したときは、母子・父子家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付する。	第３条　市長は、この条例によるひとり親家庭等医療費の助成を受けようとする者の申請により、受給資格者と認定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付する。
２　受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療担当者等」という。）において医療を受けようとするときは、当該医療担当者等に受給者証を提出しなければならない。	２　受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療担当者等」という。）において医療を受けようとするときは、当該医療担当者等に受給者証を提出しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。
（母子・父子家庭医療費の助成）	（ひとり親家庭等医療費の助成）
第４条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に	第４条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に

対し、その満たない額に相当する額を母子・父子家庭医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。	対し、その満たない額に相当する額をひとり親家庭等医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、母子・父子家庭医療費の助成があったものとみなす。	４　前項の規定による支払　があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の助成があったものとみなす。
（届出の義務）	（届出の義務）
第５条　受給者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は母子・父子家庭医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、市長に届け出なければならない。	第５条　受給者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又はひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、市長に届け出なければならない。
（損害賠償との調整）	（損害賠償との調整）
第６条　市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、母子・父子家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した母子・父子家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。	第６条　市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。
（不正利得の返還）	（不正利得の返還）
第７条　市長は、偽りその他不正の手段により母子・父子家庭医療費の助成を受けたものがあるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	第７条　市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の助成を受けたものがあるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
（受給権の保護）	（受給権の保護）
第８条　母子・父子家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保	第８条　ひとり親家庭等医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保

に供することはできない。 （報告） 第９条　市長は、母子・父子家庭医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又は母子・父子家庭医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。	に供することはできない。 （報告） 第９条　市長は、ひとり親家庭等医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又はひとり親家庭等医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

議案第８３号参考資料

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊明市条例第１４号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義） 第２条　この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則で定める要件を満たした者をいう。 （１）　（略） （２）　身体障害者障害程度等級表の４級に該当する身体障害者手帳所持者のうち法施行規則第５条第１項第２号の規定による障害名が腎臓機能障害とされている者又は同表の４級から６級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされている者 （３）・（４）　（略） （５）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「精神保健福祉法」という。）第５条に規定する精神障害者であって、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している者 （６）　（略） （受給資格者） 第３条　この条例により、心身障害者医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する心身障害者で、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の被	（定義） 第２条　この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則で定める要件を満たした者をいう。 （１）　（略） （２）　身体障害者障害程度等級表の４級に該当する身体障害者手帳所持者のうち法施行規則第５条第１項第２号の規定による障害名が腎臓機能障害とされている者又は法施行規則別表第５号の４級から６級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされている者 （３）・（４）　（略） （５）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者であって、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している者 （６）　（略） （受給資格者） 第３条　この条例により、心身障害者医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する心身障害者で、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の被

保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。ただし、前条第１項第６号に規定する者のうち第５条第１項第２号の助成を受ける者で３級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、本市に引き続き１年以上住所を有する者とする。	保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。
（適用除外）	（適用除外）
第４条　前２条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。	第４条　前２条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）　第２条第５号及び第６号に該当する者であって、豊明市子ども医療費支給条例（昭和４８年豊明市条例第１号）第３条の規定及び豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）第２条及び第２条の２の規定により医療費の支給を受けることができるもの	（５）　第２条第５号及び第６号に該当する者であって、豊明市子ども医療費支給条例（昭和４８年豊明市条例第１号）第３条の規定及び豊明市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）第２条及び第２条の２の規定により医療費の支給を受けることができるもの
（６）　（略）	（６）　（略）
（助成の範囲）	（助成の範囲）
第５条　市長は、心身障害者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、規則で定めるところにより、受給資格者に対し次の各号に規定する額を心身障害者医療費として助成する。ただし、当該疾	第５条　市長は、心身障害者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合、規則で定めるところにより、第６条第１項の規定に基づき心身障害者医療費受給者証の交付を受けた者に対し、自ら負担すべき額（第２条第１項第５号に規定する者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項に規定する精神障害の医療を受けた場合における自ら負担すべき額）を心身障害者医療費として助成する。ただし、当該疾

病又は負傷について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定による附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。 （１）　第６条第１項の規定により心身障害者医療費受給者証の交付を受けた者については、自ら負担すべき額（以下「医療保険自己負担額」という。）（第２条第１項第５号に規定する者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項に規定する精神障害の医療を受けた場合における医療保険自己負担額） （２）　第２条第１項第６号に規定する者については、病院又は診療所の入院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額） （３）　前２号の規定にかかわらず、３級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、病院又は診療所の入院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額）の２分の１に相当する額	病又は負傷について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定による附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。
２　（略）	２　（略）
（受給者証） 第６条　（略）	（受給者証） 第６条　（略）
２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、前条第１項の規定により心身障害者医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者	２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、前条第１項の規定により心身障害者医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者

（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない	（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧できることができる場合は、この限りでない。

豊明市共生交流プラザ条例（令和３年豊明市条例第２６号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第２（第９条関係） （単位：円） 【別記1　参照】 備考 １　商業、宣伝、営業等が目的の催物で施設を利用するときは、この表に定める使用料の３倍の額とする。 ２　受講料、参加料若しくはこれに類するものを徴収し、１人あたりの徴収額が１，０００円以上のときは、この表に定める使用料の２倍の額とする。 ３　市外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の２倍の額とする。 ４　共用部分を占有する場合は、各部分１時間につき１，０００円とする。 ５　駐車場の使用料は、施設の利用を目的とする自動車等の駐車以外に使用する場合に、１時間につき２００円を上限に徴収する。	別表第２（第９条関係） （単位：円） 【別記1　参照】 備考 １　商業、宣伝、営業等が目的の催物で施設を利用するときは、この表に定める使用料の３倍の額とする。 ２　受講料、参加料若しくはこれに類するものを徴収し、１人あたりの徴収額が１，０００円以上のときは、この表に定める使用料の２倍の額とする。 ３　市外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の２倍の額とする。 ４　共用部分を占有する場合は、各部分１時間につき１，０００円とする。 ５　駐車場の使用料は＿＿＿

【別記1】

現行

区分	1時間（時間単価）	全日（1日最大）
活動室	３００	３，０００
研修室	４５０	４，５００
調理室	６００	６，０００
パフォーマンススタジオ	４５０	４，５００
サウンドスタジオ	４００	４，０００
多目的室	４５０	４，５００
体育館（全面）	１，０００	１０，０００
体育館（半面）	５００	５，０００

改正後（案）

区分	1時間（時間単価）	全日（1日最大）
活動室	３００	３，０００
研修室	４５０	４，５００
調理室	６００	６，０００
パフォーマンススタジオ	４５０	４，５００

サウンドスタジオ	４００	４，０００
多目的室	４５０	４，５００
体育館（全面）	１，０００	１０，０００
体育館（半面）	５００	５，０００

豊明市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊明市条例第４３号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。
（業務状況説明書類の作成） 第８条　市長は、下水道事業に関し、法第４０条の２第１項の規定により、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに作成しなければならない。	（業務状況説明書類の作成） 第８条　市長は、下水道事業に関し、法第４０条の２第１項の規定により、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに＿＿＿